

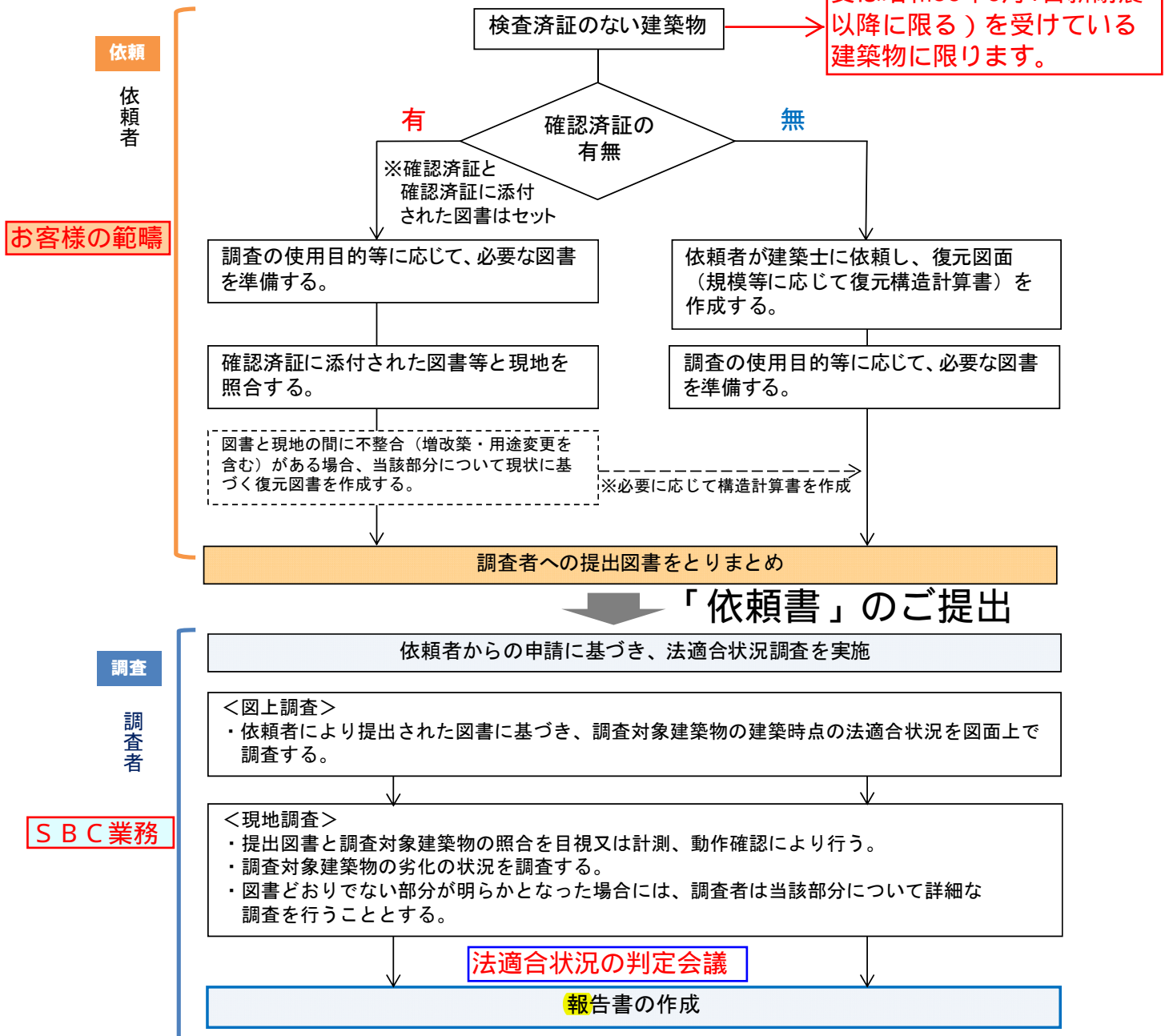
SBC【法適合状況調査】フロー（概要）

20140715

これは、国土交通省ガイドラインに基づく法適合状況調査のフローの概要です。調査は、ご提出頂いた確認図書等に基づきSBCが法適合状況を図上調査した後、当該図書と現地の照合により建築時点の法適合状況を調査・報告するものです。

（*耐震改修評価、瑕疵や劣化のない保証ではありませんのでご注意ください。）

【参考】法適合状況調査の流れ（フロー図）



➡ 報告書は、既存建築物の増築等について法第86条の7の規定の適用を受ける場合、既存不適格調書に添付する資料の一部として活用することも可能となります。

H26年国土交通省ガイドラインに基づく、検査済証のない建築物に係る【建築基準法適合状況調査】の業務概要（説明資料）

お客様（依頼者）		SBC（調査者）	
<p>【注】調査は、お客様がご提出可能な図書等で判断できる範囲において実施することとされております。現地調査は完了検査に準ずる方法（可能な範囲の目視、簡易な計測、動作確認等）となりますが、既存建築物である関係上、立入できない箇所、隠蔽されている部分など、調査が出来ない部分等については免責となりますので予めご了承お願い致します。（瑕疵の有無や今後の劣化についても同様です。）</p>			
相談	<p>■調査をご希望される建築物の資料（確認済証、図面、計算書等）をご用意いただき、予めご予約の上でSBC平塚本社にご来社下さい。（担当：技術監理部）</p> <p>【注】確認済証の交付を受けていない（確認申請手続きを行っていない）建築物の調査はお引き受けできませんのでご了承願います。</p> <p>またSBCでは昭和56年6月1日（新耐震）以降の確認済証（確認通知書）がある建築物に限ってお引き受けさせていただきます。</p>	相談受付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査目的、用途、構造、規模等の確認 ○ 提出頂ける確認申請図書・資料等の確認⇒別紙「提出資料チェックシート」の記入 ○ 「提出資料チェックシート」及びヒアリングにより見積書を作成します。
準備「フロー①～⑥」	<p>■別紙「フロー」①～⑥により、必要なご準備をお願いします。</p> <p>※お客様にて準備が困難な場合、紹介制度をご用意しておりますので、お気軽にご相談・お申し付け下さい。</p>	準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築年次または増築等のあった年次に応じた建築基準法規定の確認作業等（法令データベース等） ○ 調査員の選定
依頼「フロー⑦」	<p>■別紙「フロー」⑦</p> <p>「依頼書」に必要な図書等を添えてご提出下さい。</p>	引受	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「依頼書」の記載、押印等の確認 ○ 案件入力、料金処理（※レジ現金または振込） ○ 引受証の交付、現地調査日程及び報告書交付の予定日等の調整
追加	<p>■図上調査、現地調査により、SBCが追加資料等の提出が必要と判断した場合は、お手数ですが追加してご用意下さい。（上記「準備」の項目を準用します。）</p> <p>※SBCの調査費用も追加が必要な場合は、再度見積等を提示させて頂き、合意した場合のみ追加調査等を行いますので宜しくお願いします。（追加調査が合意に至らない場合、その時点までの調査内容により、報告書を作成してお渡します。）</p>	図上調査「フロー⑧」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出された図書の整理等 ○ 法適合状況を調査する条文の確認 ○ ガイドライン2-2-1(2)による調査
		現地調査「フロー⑨」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現地調査日程の確認等 ○ 調査図書及び調査器具の準備 ○ ガイドライン2-2-1(3)による調査 ○ 追加調査の必要有無判断 ⇒ 必要に応じて追加図書等の提出依頼
受領	<p>■SBCより報告書を受領下さい。</p> <p>※この報告書は、対象建物の増築、用途変更の際に必要な確認申請に添付する「既存不適格調書」の一部としてご利用頂くことも可能です。（但し、その利用に際してSBC以外の指定機関または特定行政庁に提出される場合は、提出先と予め調整される事をお勧めします。）</p>	報告書「フロー⑩」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図上調査、現地調査の結果に基づき報告書（案）の作成 ○ 法適合状況の判定会議開催 ○ 報告書の決裁（*建築基準適合判定資格者） ○ 報告書の交付
備考	<p>▲ガイドラインに示された以外の調査、診断（耐震診断、耐震改修評価、特殊建築物定期報告ほか）等はお引き受けが出来ませんので、ご理解の程お願い申し上げます。但し、「準備」※記載に準じてご紹介はさせていただきます。</p>	備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国交省指示による帳簿への記載・保管 ○ 特定行政庁からの照会への対応等